

## 別添4 地域豚肉流通促進支援事業

### 第1 事業の内容

事業実施主体は、豚コレラ発生地域の養豚業が豚コレラ発生前の生産水準に回復すると見込まれた後において、当該地域産豚肉の需要の喚起を図るための販売促進イベントの開催を自ら実施するとともに、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「農業協同組合等」という。)が実施する場合に、当該取組に要する経費の一部を補助する事業とする。

### 第2 事業の実施等

#### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たり農業協同組合等に補助する場合には、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

#### 3 事業の実施要件等

事業実施主体は、この事業により販促資材、普及啓発資材、ポスター等を作成した場合には、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

#### 4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

### 第3 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第4 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の地域豚肉流通促進支援事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

## 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の地域豚肉流通促進支援事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 補助率が異なる経費の流用
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

## 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の地域豚肉流通促進支援事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 4 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の地域豚肉流通促進支援事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

## 第5 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の

4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の地域豚肉流通促進支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日まで、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第6 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第7 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と区分して経理し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 地域豚肉流通促進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試食・PRイベント開催費（会場借料、企画運営委託費、ポスター・資材デザイン費、ポスター・資料印刷・配布費、試食食材費（試食用豚肉は自県産のものに限る）、アルバイト賃金等）</li> </ul>	1 / 2 以内
2 事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業協同組合等に対する事業の円滑な推進を図るための指導費</li> </ul>	定 額

別紙様式第1号

令和 年度地域豚肉流通促進支援事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおり地域豚肉流通促進支援事業を実施したいので、地域豚肉流通促進支援事業実施要綱第4の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙 令和 年度地域豚肉流通促進支援事業実施計画書のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		機構補助 ②	その他 ③	
1 地域豚肉流通促進支援事業				
2 事業の推進				
合 計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

令和 年度地域豚肉流通促進支援事業実施計画書

1 地域豚肉流通促進支援事業

(1) 試食・PRイベントの開催等に要する経費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(開催時期、開催地など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

(2) チラシやポスター等の販促資材、PR資料等の作成・配布に要する経費

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(作成資料、配布先、配布数量など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

## 2 事業の推進

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。



別紙様式第 2 号

令和 年度地域豚肉流通促進支援事業  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度地域豚肉流通促進支援事業の実施について、下記のとおり事業を変更したいので承認されたく地域豚肉流通促進支援事業実施要綱第 4 の 2 の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

注：記の記載については、別紙様式第 1 号の補助金交付申請書の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き替え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略すること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度地域豚肉流通促進支援事業  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和  
年度地域豚肉流通促進支援事業について、下記により金 円を  
概算払により交付されたく、地域豚肉流通促進支援事業実施要綱第4の3の  
(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
1 地域豚肉流通促進支 援事業	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 事業の推進									
合 計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類、口座番号及び口座名義人

別紙様式第4号

令和 年度地域豚肉流通促進支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号により補助金の交付決定  
通知のあった令和 年度地域豚肉流通促進支援事業について、下記のとおり  
実施したので、地域豚肉流通促進支援事業実施要綱第4の4の規定に基づき、  
関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度地域豚肉流通促進支援事業実績報告」のとおり

別紙様式第1号の別紙に準ずる。ただし、計画を上段に ( ) 書きで記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 事業に係る精算

(単位：円)

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額	差引精算払請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 地域豚肉流通促進支援事業						
2 事業の推進						
合 計						

注：本事業を利用して販促資材、PR資料等の作成を行った場合には、その成果物等を添付すること。

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類、口座番号及び口座名義人

別紙様式第5号

令和 年度地域豚肉流通促進支援事業に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度地域豚肉流通促進支援事業について、地域豚肉流通促進支援事業実施要綱第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること) )

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)                                       | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料